

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この宿泊約款の定めるところによるものとし（以下「本約款」という）、本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊客名
 - (2) 電話番号等連絡先及び住所
 - (3) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に第1項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
3. 宿泊契約の申込みに際し、特別な配慮を必要とする宿泊客は、契約の申込み時に申し出てください。このとき、当館は可能な範囲内でこれに応じます。
4. 前項の申し出に基づき、当館が宿泊客のために講じた特別な措置に要する費用は、宿泊客の負担となります。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明できたときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（宿泊期間が3日を超える場合は3日間）の宿泊料を限度として、当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただくことがあります。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、キャンセル等による違約金又は損害賠償金が発生したときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第11条の規定による宿泊料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
5. 当館は宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約確認の電話や電子メールを差し上げることがあります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、本約款によらないとき。
 - (2) 満室（満員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、旅館業法第2条第6項に規定する特定感染症（以下「特定感染症」という）の患者等（旅館業法第4条の2第1項第2号に規定される。以下同じ）であるとき。

- (5) 宿泊しようとする者が、カスタマーハラスメント行為（別表第2）をするおそれがあると認められるとき、又はかつて同様の行為を行ったと認められるとき。
- (6) 天災、施設の故障、人員の不足、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 群馬県旅館業法施行条例第5条の規定に該当するとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (9) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。また他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をし、当館の制止を聞かないときも同様とする。（群馬県旅館業法施行条例第16条）
- (10) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき。
- (11) 宿泊の申込みをした者が、自己の商業目的を秘して申込みをしたとき。
- (12) 当館が官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約の全部又は一部をいつでも解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除く）は、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたり、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。その場合、当館は、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
4. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡をしないで到着しなかったことが、公共の運輸機関の不着又は遅延等、宿泊客の責めに帰さない理由によるものであることを証明したときは、第2項の違約金はいただきません。

第7条 当館の契約解除権

1. 当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、カスタマーハラスメント行為（別表第2）をするおそれがあると認められるとき、又はかつて同様の行為を行ったと認められるとき。
- (3) 宿泊客が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (5) 宿泊客が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等であるとき。
- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき。
- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊客が、旅館業法第5条第1項第3号にあたる時。
- (9) 宿泊契約成立後に、第5条第1項各号に定めることが判明したとき。

- (10) 宿泊の申込みをした者が、第2条第1項に基づく当館の依頼に対し、直ちに応じなかったとき。
- (11) 当館が官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。
- (12) 発熱又は咳き込む宿泊客等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当館にないとき。
- (13) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (14) 宿泊契約に違反する行為があり、是正を求めたにもかかわらず是正しないとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、宿泊客の宿泊中の行為が解除事由に該当することを理由とするときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約金としてお支払いいただくことがあります。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所及び連絡先
 - (2) 宿泊客が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、国籍、旅券番号、入国地及び入国月日、及び旅券の呈示
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示して、当館での支払いに利用できることの確認を受けていただく必要があります。

第9条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第10条 客室の使用時間及び営業時間

1. 当館の主な施設等の使用時間及び営業時間は、パンフレット、各所の掲示、インフォメーション冊子等でお知らせします。
2. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、当館が定める午後3時から翌朝10時まで、別館及び風呂付き客室は午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
3. 第1項及び第2項の時間は、臨時に変更することがあります。

第11条 料金の支払い

1. 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
2. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

第12条 当館の責任

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第13条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、第1項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

第14条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客が、フロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当館はその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたとき以外、当館は責任を負いません。

3. 当館は、次に掲げる物品については、フロントでのお預かりの対象外とし、万一当館がこれをお預かりした場合でも、その滅失、毀損等の損害については、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

(1) 通貨、有価証券、貴金属、宝石、古美術品等の高価品（あらかじめ種類及び価額の申告がなかったもの）

(2) パソコン、スマートフォン、磁気ディスク等の情報機器及びこれらに記録されたデータ

(3) 動物、ペット（種類を問わず、一時的な預かりもいたしかねます）

第15条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていたことを発見した場合において、当館は当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届け、その他の物品については3ヶ月経過後処分します。ただし、飲食物は即日処分します。

3. 当館は、次に掲げる物品については、手荷物又は携帯品としてのお預かり（保管）をお断りすることがあります。

(1) 通貨、有価証券、貴金属、宝石、古美術品等の高価品（あらかじめ種類及び価額の申告がなかったもの）

(2) パソコン、スマートフォン、磁気ディスク等の情報機器及びこれらに記録されたデータ

(3) 動物、ペット（種類を問わず、一時的な預かりもいたしかねます）

(4) 揮発性若しくは引火性のあるもの等の危険物

(5) 鉄砲、刀剣類、その他犯罪に使用されるおそれのあるもの

(6) 悪臭を発するもの、腐敗しやすい生鮮物、又は不衛生なもの

(7) その他、当館において保管が困難と判断されるもの

4. 前3項各号に掲げる物品について、当館がそれと知らずに保管した場合、または宿泊客が当館の承諾なくこれらを当館内に持ち込んだ場合、当該物品の滅失、毀損等の損害については、第14条の規定にかかわらず、当館は一切の責任を負いません。

第16条 駐車責任

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

第17条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。

第18条 損害賠償額の予定

1. 禁煙の客室において喫煙（電子タバコを含む）をした宿泊客は、当該客室の消臭措置のために要する費用等違約金として金3万円をお支払いいただきます。

2. 前項の場合に、消臭措置等のために当該客室を販売できない期間が生じたときは、その期間の宿泊代相当額を前項の違約金に加算してお支払いいただきます。

第19条 感染予防対策への協力要請

1. 当館は旅館業法第4条の2の定めに従い、宿泊しようとする者に対し、特定感染症の感染予防のために必要な協力を求めることがあります。

2. 宿泊しようとする者は、正当な理由の無い限り前項の協力の求めを拒否することは出来ず、正当な理由なく前項の協力の求めに応じず、後に当該者が特定感染症の患者等に該当したときは、当該者の使用により必要となった施設消毒などの感染予防措置に要した費用、その間使用できなくなった施設の逸失利益など一切の当館の損害について、当該者が負担するものとします。

第20条 インターネットサービスの免責事項

1. 当館の提供するWi-Fiサービスの利用は、利用者の責任において行うものとします。サービス利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。また、当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第21条 優先する言語

1. 本約款が日本語以外の言語で作成された場合、その両文に不一致があるときは、日本語が全ての点について優先するものとします。

第22条 管轄裁判所と準拠法

1. 当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

第23条 約款の改定

1. この約款は、必要に応じて随時改定することが出来るものとします。この約款が改定された場合、改定後の約款の内容及び効力発生日を当館ホームページ又は客室内に掲出するものとします。

【別表第1】

（1）予約を取り消した場合の違約金

- ・8名以下：不泊100%、当日100%、前日50%、2-3日前30%
- ・9名以上：不泊100%、当日100%、前日70%、2-3日前70%、4-7日前50%

※各日付は契約解除の通知を受けた日を指す

※％は基本宿泊料に対する違約金比率を意味する

（2）連泊予約の内容変更・取り消しがあった場合の違約金

・連泊予約の全てまたは一部を取り消した場合、取消通知を受けた日を基準とし、取り消された各宿泊日ごとに別表第1（1）の違約金比率を適用して算出した合計額を違約金として申し受けます。

（3）契約日数が短縮した場合の違約金

- ・短縮日数分すべての違約金を、別表第1（1）に掲げるところにより申し受けます。

【別表第2】

カスタマーハラスメント行為（第5条第1項第5号及び第7条第1項第2号関係）

宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く）又は粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなる行為（以下に例示）を繰り返した場合に、当該行為をカスタマーハラスメント行為とします。

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害など）、精神的な攻撃（脅迫、暴言、中傷など）にあたる行為
- ・土下座の要求等、過度な要求行為
- ・居座り、監禁等一定時間を超える拘束的行為（長時間の電話を含む）
- ・大声、暴言などで従業員を責める行為
- ・正当な理由のないキャンセル料の未払い、代金の返金要求、商品交換や金銭補償等の過剰要求行為（他の宿泊者と比較して、合理的な範囲を超えた過剰なサービスを要求し、宿泊料に不当な割引を要求する行為を繰り返す行為等の不当な要求を行う行為がこれに含む）
- ・同じ質問の繰り返し、社会的相当性を欠く方法による謝罪の要求やクレーム等の責任追及行為
- ・運用ルールや制度上対応できないことへの過剰要求やクレーム行為
- ・SNSやマスコミへの暴露（従業員の氏名公開など）をほのめかした脅迫行為
- ・特定の従業員へのつきまとい行為
- ・その他上記の各行為に準じる行為

附則

最終変更掲載日 2026年8月18日 効力発生日 2026年8月15日